

保管金電子納付手続の案内

1 利用者登録（事前登録）

(1) 「電子納付利用者登録申請書」の作成・提出

裏面の「電子納付利用者登録申請書」に、提出者情報、還付先情報等を御記入いただき、会計課経理係に提出（郵送、持参、メール又はFAX）してください。

「電子納付利用者登録申請書」の様式は、裁判所ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

(2) 「電子納付利用登録票」の交付

「電子納付利用者登録申請書」の情報が裁判所のシステムに登録されると、「利用者登録コード」と「初期パスワード」が記載された「電子納付利用登録票」が送付（窓口の場合は直接交付）されます。

2 保管金提出書の受領（電子納付利用の申出）

(1) 事件の窓口で申し出る場合

訴え提起などの際に、裁判所の事件の窓口で「保管金の納付は電子納付で行いたい」旨と、「電子納付利用登録票」に記載された「利用者登録コード」をお伝えください。

事件の窓口で、担当者から電子納付用の「保管金提出書」が交付されます。この「保管金提出書」は、電子納付に必要な情報が記載されたもので、納付手続終了後に裁判所に提出いただく必要はありません。

(2) 郵送で申し出る場合

訴状等の送付時に「保管金の納付は電子納付で行いたい」旨と「電子納付利用登録票」に記載された「利用者登録コード」を記載した書面を同封してください。

事件の窓口での受付完了後、担当者から電子納付用の「保管金提出書」が郵送又はファクシミリ送信されます。

3 電子納付

(1) 納付

インターネットバンキング又はPay-easy（ペイジー）対応のATMを利用し、「保管金提出書」に記載された「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」を入力して、所定の金額を納付してください。これで納付は完了です。

Pay-easyに関する詳細は、<http://www.pay-easy.jp/>で御確認ください。

(2) 保管金受領証書

会計課経理係において入金されたことを確認後「保管金受領証書」を郵送します。

4 残金の還付

事件が終了した際に残額がある場合には、利用者登録時に御指定いただいた口座に返還いたします。